

## 帝京大学 女性医師・研究者支援センター 規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、帝京大学女性医師・研究者支援センター（以下「センター」という。）の組織および運営について必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 男女共同参画の視点から共同参画構築に向けた支援対策と、研究者の人材育成のための教育基盤強化を目的とする。

(事業内容)

第3条 センターは前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) センターの事業計画の企画・立案・実施に関すること。
- (2) 女性研究者に対する研究支援に関すること。
- (3) 女性研究者に対する育児・介護支援に関すること。
- (4) 若手研究者のキャリア教育・研究支援に関すること。
- (5) 男女共同参画推進のための意識啓発・広報に関すること。
- (6) 前各号に掲げるものの他、センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組 織)

第4条 センターには、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 室長
- (3) 研究員・コーディネーター
- (4) 事務職員

(庶 務)

第5条 センターに関する庶務は、センター職員と本部で行う。

(運営会議)

第6条 センター業務の円滑な運営を図るため、センター運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

- (1) 運営会議は、帝京大学男女共同参画推進委員会と称する。
- (2) センターは学長直下の組織であり、その方針・企画については、男女共同参画推進委員会が審議し学長が決定する。
- (3) センター長は、センターの管理運営に関する事項を総括する。
- (4) 室長は、センター長を補佐する。

(運営会議の組織)

第7条 運営会議は、次の(1)～(3)の委員と(4)～(5)のセンター職員をもって組織する。

- (1) 議長
- (2) 議長代行
- (3) 男女共同参画推進委員
- (4) 研究員・コーディネーター
- (5) 事務職員

2 議長に女性医師・研究者支援センター長をあて、議長代行に女性医師・研究者支援センター副センター長をあてる。

(委員の任期)

第8条 第7条(1)～(3)に規定する委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営会議の審議事項)

第9条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営に関する事。
- (2) センターの事業計画に関する事。
- (3) その他男女共同参画の推進に関する事。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年4月1日から改定施行する。